

秋の拡大月間がスタート 組織人員のV字回復を！

私たち東京土建足立支部は、建設で働く仲間の力で支え合う労働組合。現在、組織人員は8,422人。でも今、組織の力が少しずつ減っているのが実情です。だからこそ、9月から10月の2か月間は、秋の拡大月間で組織V字回復を。この期間、新しい仲間＝新規組合員を大募集します。



足立支部の拡大目標は299人！そのために、対象者情報を、ぜひ支部・分会役員までお寄せください。組合の1番の推しポイントは、土建国保です。手厚い保障&メリット満載なのに、足立区の国保より断然おトク。建設の仲間を守るのは、仲間の力です。一緒に働くあの人にも、声かけをお願いします。

足立区：小規模事業経営補助金 昨年の交付実績は95%超

この制度は、建設工具や設備機器などの購入を通じて、経営の改善・売上向上を図ることを目的として、その購入費用の3分の2以内、上限250万円までが助成される内容です。

昨年度も、この制度を多くの区民が利用して、事業売上に大きく貢献した制度になりました。昨年の実績状況は以下の通り。



【交付実績 令和6月4月1日～令和7年3月31日】
申込件数：416件
補助件数：396件／交付率95.1%
補助金額：4億6159万円

実績率は、とても高く、95%を超えています。不受理になった方は、僅か一部の事業所に留まっています。昨年は、人気の助成ということで、11月に足立区の予算オーバーになり、申請が打ち切られました。

今年度も早期な打ち切りが予想されますので、早めの申請をおススメします。

足立区ものづくり振興係:03-3880-5869

戦後80年の節目の年 8月は平和の大切さを語ろう

世界では、現実には戦争が起きています。戦争は日本では「絶対に起きない」とは、誰にも言いきれません。でも、だからといって「防衛費の増額だ！」と叫ぶことは、決して正解ではありません。軍拡のその先にあるものは、悲しい戦争です。歴史が、何度も何度も証明しています。

東京土建は、組合員の暮らしと仕事を守ることを大きな理念として掲げています。戦争は、その全てを奪う行為。組合では、戦争に繋がる行為に断固反対し、世界平和を求めています。

どけん国保の宿泊補助金 毎年、申請していますか？

東京土建国保利用者は、年度1回になりますが、国内旅行宿泊補助があります。令和6年度の集計では、足立支部の国保加入者は、本人6358人＋家族6121人で計1万2479人です。このうち、令和6年度の旅行補助を申請した方は、僅か1866人。多くの方が未申請でした。国内宿泊であれば、出張、ビジネスホテル、簡易ホテル、ペンション、公共の宿でも申請可能です。家族4人で申請すれば、なんと1万2000円も現金補助が受けられます。お得な制度です。忘れずに申請を！

補助金額：1人あたり5000円（65歳以上）
1人あたり3000円（0歳～64歳）

年度	足立支部の対象者数	申請者	利用率
令和6年度	1万2479人	1866人	14.9%
令和5年度	1万2444人	1832人	14.7%

第3次担い手3法がスタート！ 法律を根拠に請求要求を！

建設の仕事をしている人がどんどん減り、人手が足りないことや、長時間労働が問題になっています。そこで、建設の仕事をもっと続けやすく、働きやすくするために、2025年に国は、「第3次担い手3法」という新しいルールをつくりました。

担い手3法とは、下の3つの法律を指します

① 品確法(ひんかくほう)

→国や市が工事をお願いするときは、しっかりした建物をつくること、安全に気をつけることが決まりました。

② 入契法(にゅうけいほう)

→国や市が工事の計画を立てるときに、週に2日休めるようにすること、正しい金額で仕事をお願いすることが決まりました。

③ 建設業法

→建設会社は、働く人のお給料や休みを良くするように努力することが決まりました。

でも、実際の現場では...？

でも、建設会社が本当に週に2日休むことについては、まだ「できるだけ、努力しましょう」というだけで、守らなくても法律違反にはなりません。だから、実際の現場では、休みが少なかったり、行程がキツいままだったりすることが多々あります。

努力義務の法律だけど、前進と言えるポイントはある！

■国の方針が明確になったこと

建設業界全体が「もう昔のままじゃダメだ」と意識するようになりました。たとえ罰則がなくても、大手ゼネコンや自治体が動けば、中小会社も影響を受けるようになってきます。

■法律を根拠に請求・要求ができる

下請業者は「法律を根拠」に要求できるようになりました。「無理な納期ではなく、適正な工期を守って」などの声を、法律の後ろ盾をもって主張できるようになりました。また、組合も「担い手3法を守ってください」と要望書も出せるようになりました。

群 会 議 の 話 題

東京土建足立支部

足立区梅島1-2-26

TEL:03-5845-5011

FAX:03-5845-5014

No578

毎月15日発行

2025/8/15

◆今月の署名 その他
①東京都あて どけん国保の予算要求ハガキ...組合員全員
②適格請求書(インボイス)の廃止を求める署名...群3枚
③夜間相談日...8月19日(火) 事前予約が必要

■お問い合わせ■
東京土建足立支部 講習担当 03-5845-5011

足立支部事務所にお越しいただき、お申し込みください。（受付時間 9：00～17：00 土日祝日を除く）

①受講申請書（支部にございます） ②受講料 ③在留カード（外国籍の方）
④受講者の証明写真（45×35ミリ 6か月以内に撮影のもの）※スナップ写真の切り抜き・アプリ等で作成したものは不可
⑤会社のヨコ判・代表者印（会社でお申込みの場合）
⑥（2日間以上の講習の場合）【事業所の従業員の方】・・・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のコピー
【一人親方労災特別加入者の方】・・・加入者証のコピー

講習日の15日前までにお申し込みください。（講習日の15日前が支部の定休日にあたる場合はその直前の営業日）
定員人数に達し次第、締切日前に申し込み受付を終了することがあります。

条件や、講習によっては受講できないことがありますので、事前にお問い合わせください。

- ・各会場には駐車場がありませんので、来場にあたっては公共交通機関をご利用ください。
- ・資格準備講座をお申込の方は、ご自身で試験日程の確認と受験申込を行ってください。講座の受講料に資格の受験料は含まれません。

2